

鉛製給水管の解消について

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課

令和7年3月10日

- 鉛製給水管は、管内に錆が発生せず、可とう性や柔軟性に富み、我が国では、鉛製給水管は近代水道創設期から1980年代後半まで全国的に使用された。
※給水管は水道事業者が所有する配水管に取り付けた分水栓から給水栓までの管であり個人の所有物
- 鉛による慢性毒性は広く知られており、国は段階的に水道水質基準を強化し、平成15年4月に水質基準を0.01mg/Lに強化するとともに、平成16年に策定した「水道ビジョン」では、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取組の推進を図ってきた。

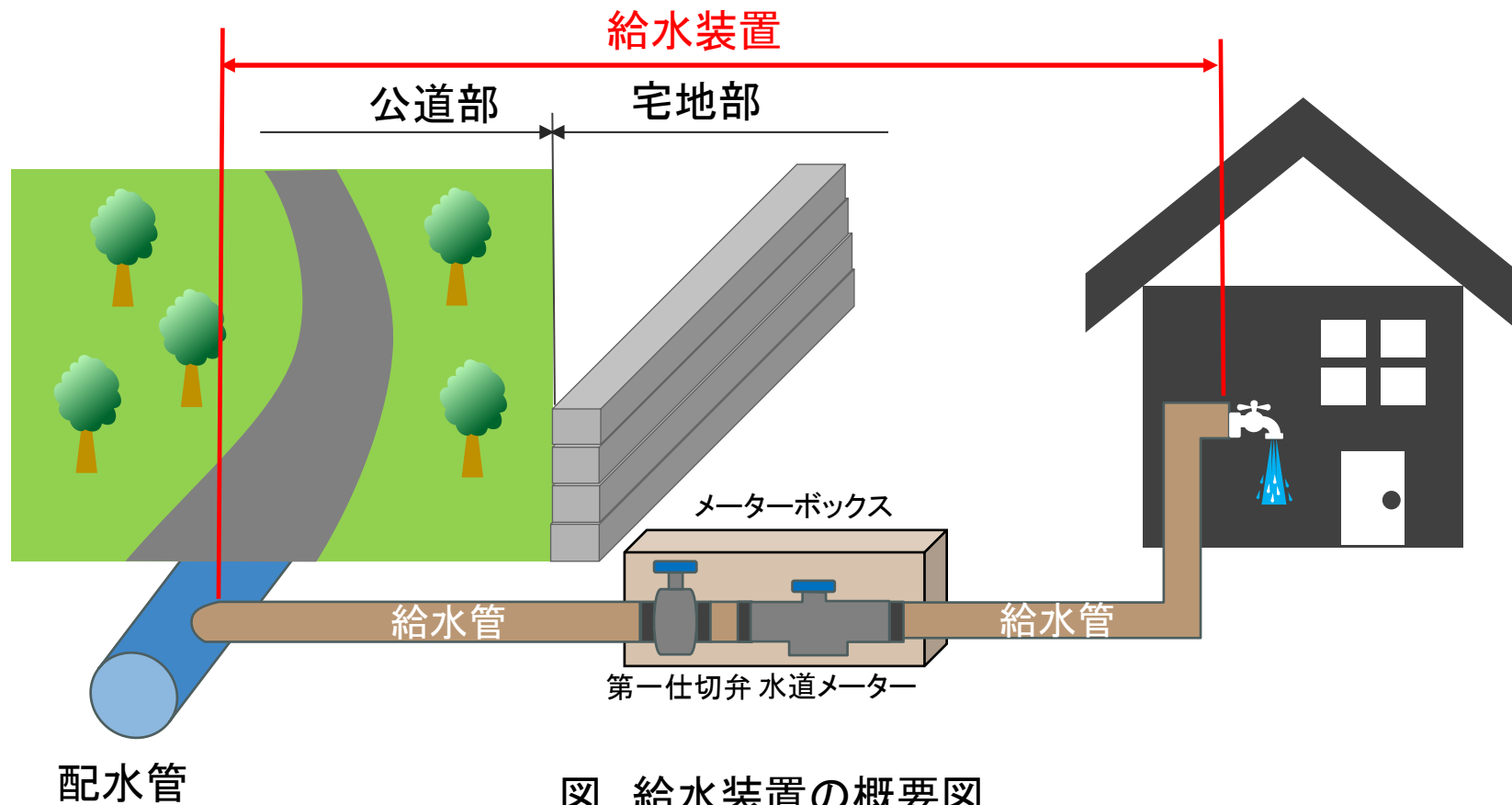


図. 給水装置の概要図

鉛製給水管の残存状況

- 全国の水道事業者のうち、鉛製給水管が残存している水道事業者の割合は36%（令和4年度末時点）。
- 鉛製給水管の残存状況は、延長が約3,400km、使用件数が約203万戸であり、減少傾向にあるものの鈍化傾向。直近10年間の残存延長の減少量は延長では約290km/年、件数では16.8万件/年（令和4年度水道統計）。

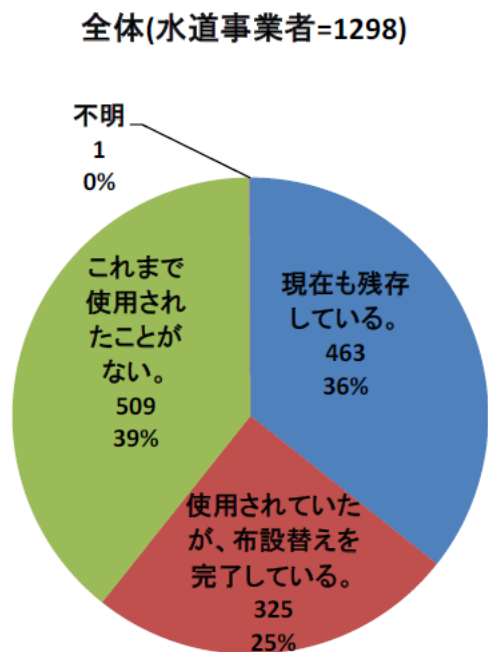
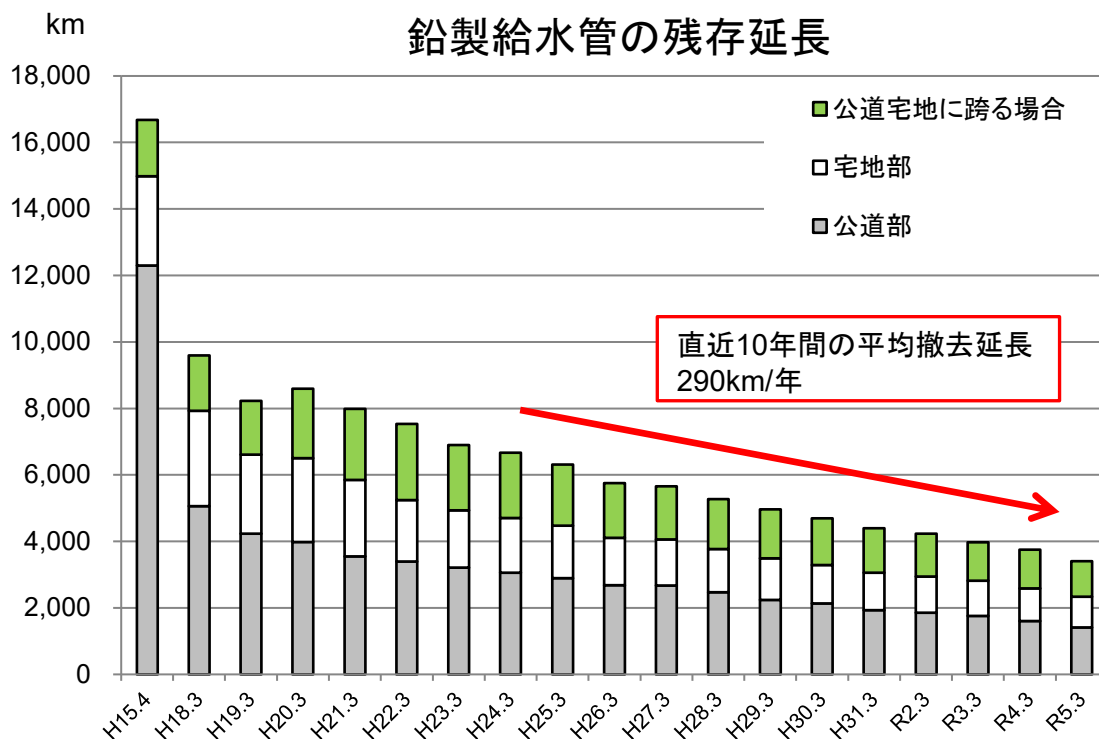


図. 鉛製給水管が残存している水道事業者の数

出典: 国土交通省調査



出典: 令和4年度水道統計(日本水道協会)

都道府県ごとの鉛製給水管の残存延長 (km)

○都道府県ごとの鉛製給水管の残存延長にはばらつきがある。

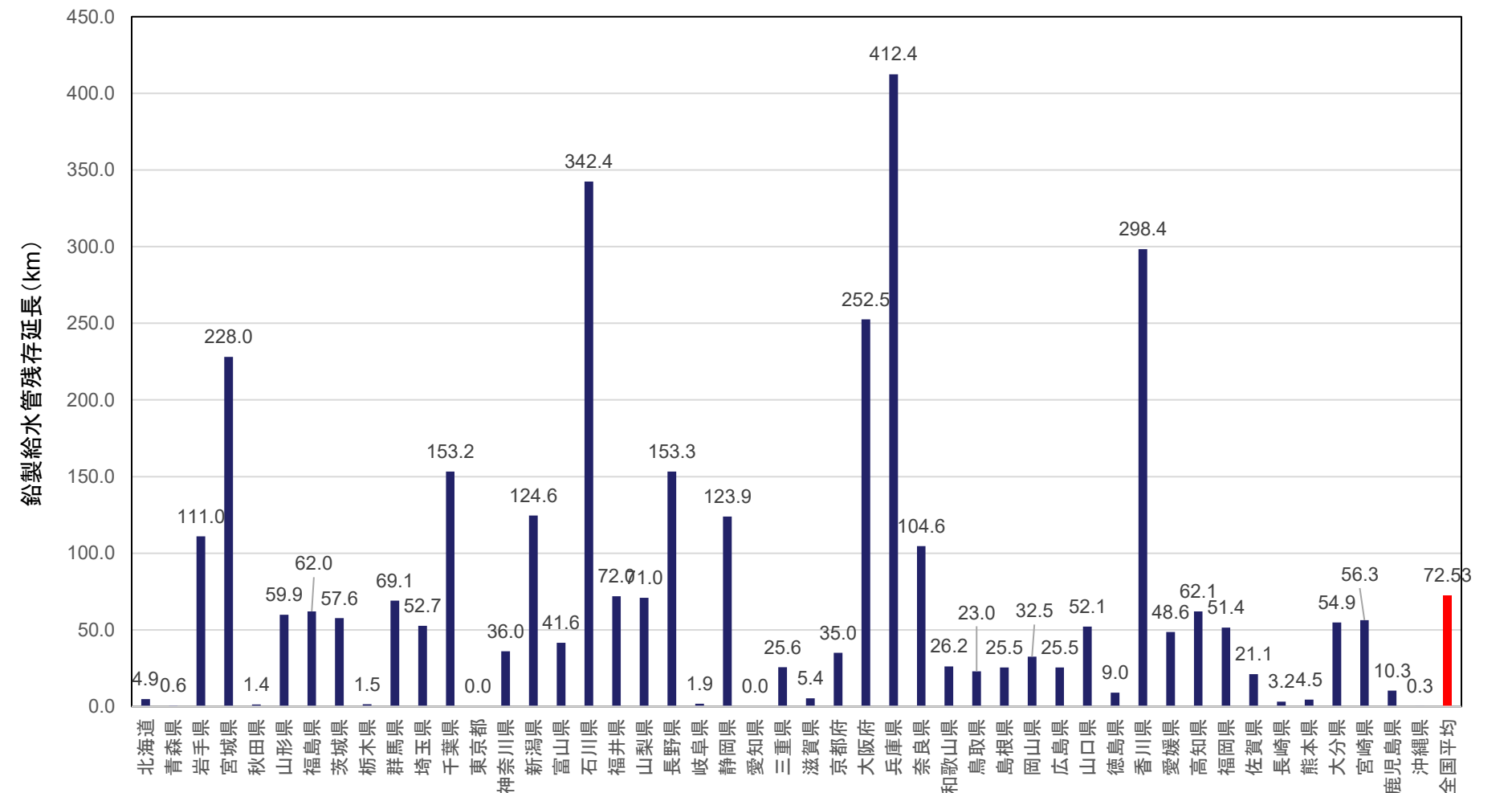


図. 都道府県ごとの鉛製給水管の残存延長(km)

※東京都、愛知県は鉛製給水管の残存延長は把握していない(残存件数は把握している)

※出典: 令和4年度水道統計

都道府県ごとの鉛製給水管の残存件数

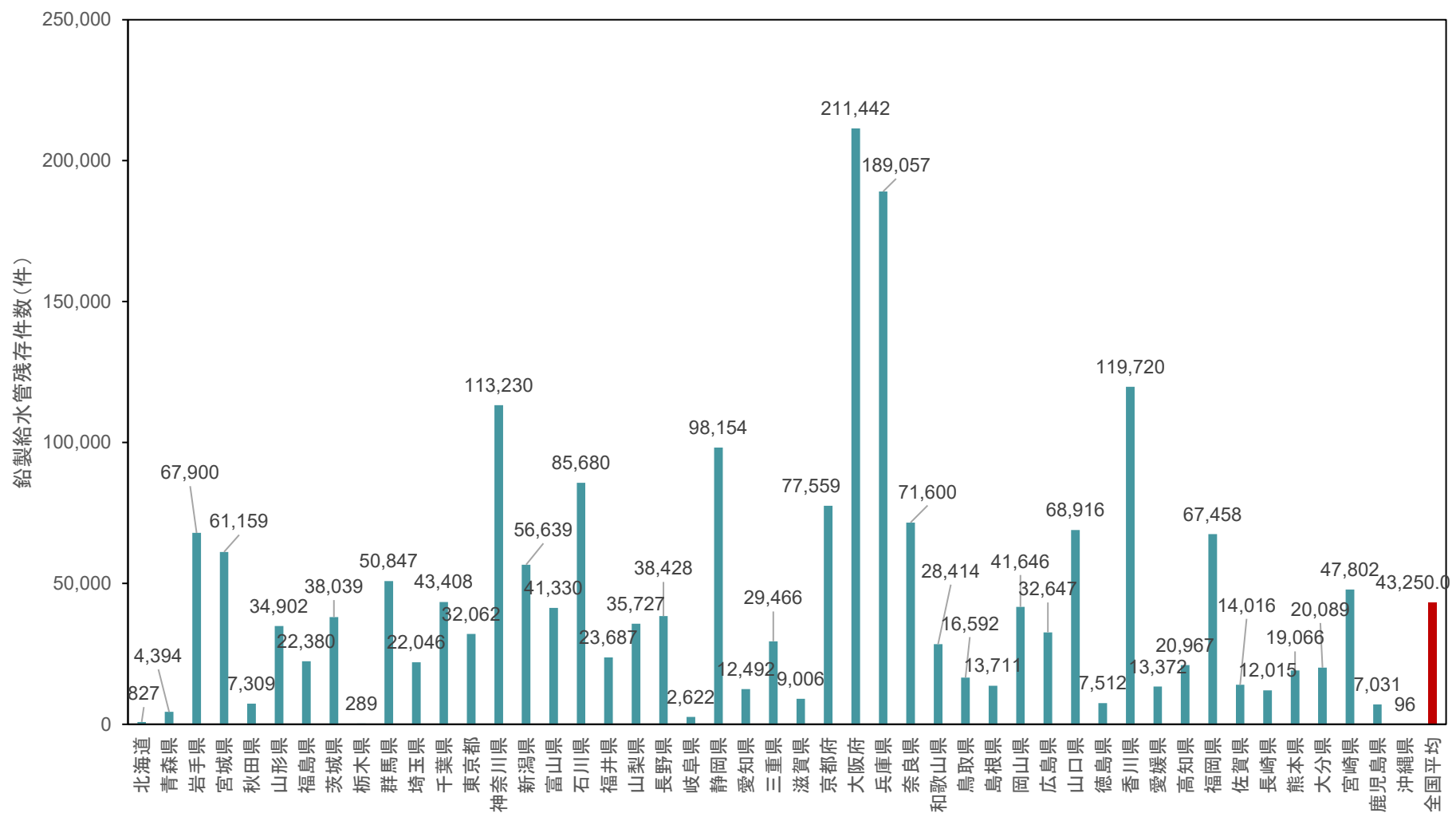


図. 都道府県ごとの鉛製給水管の残存件数

※出典：令和4年度水道統計

鉛給水管の布設替え計画の策定状況

○鉛製給水管が現在も残存している463(約36%)の水道事業者のうち、布設替え計画を策定しているのは152事業者(約33%)にとどまる。

全体(水道事業者=1298)

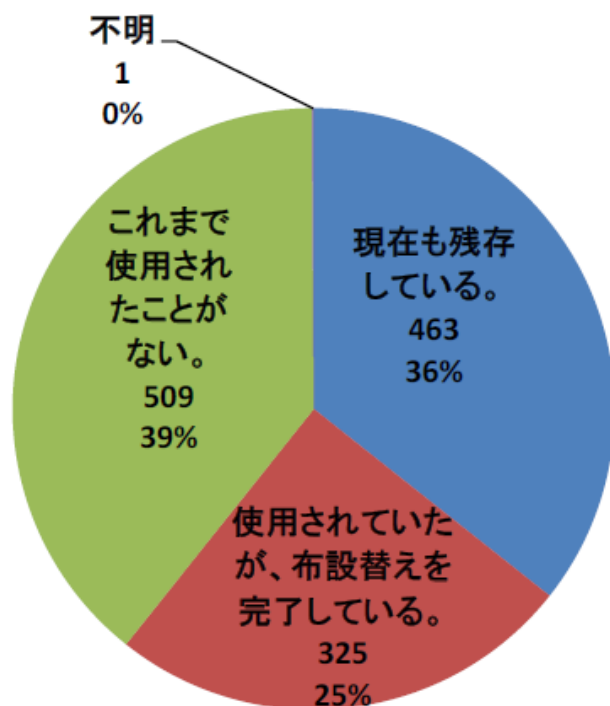


図. 鉛製給水管が残存している水道事業者の数

全体(鉛製給水管が残存している=463)

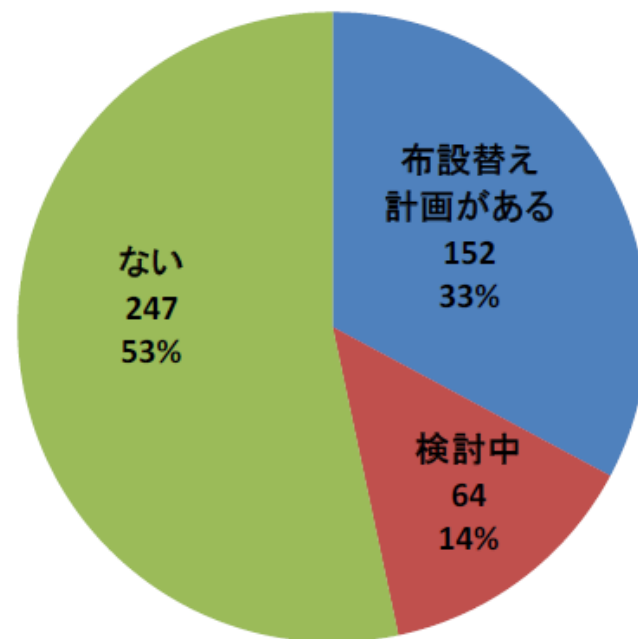


図. 鉛給水管が残存している水道事業者における布設替え計画の策定状況

出典: 国土交通省調査

年度	取組
平成元年6月	「給水管等に係る衛生対策について」(厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知) ・新設の給水管には鉛溶出による問題のない管を使用すること ・配水管の布設替え時に付随する鉛製給水管の更新に努めること ・水道水のPHの改善 ・需要者に開栓初期の水を飲用以外に用いるよう広報活動すること
平成4年	WHO 飲料水水質ガイドライン改正等を踏まえ鉛の水質基準を0.1→0.05mg/Lに強化
平成5年	水道水質基準の改正を踏まえ、従来の裸鉛管のJIS規格が削除
平成13年以降	立入検査時に鉛製給水管について指導
平成14年3月	水質基準に関する省令の一部を改正する省令公布(平成15年4月施行) 鉛の水質基準を0.05→0.01mg/Lに強化 ※採水時に15分間の滞留時間を確保するよう改善
平成16年6月	水道ビジョン⇒鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする
平成17年3月	鉛製給水管布設替促進方策検討委員会報告書(日本水道協会)
平成19年12月	「鉛製給水管の適切な対応について」(厚生労働省健康局水道課長通知) ・鉛製給水管の布設替計画の策定と布設替えの促進 ・鉛製給水管使用者等への広報活動 ・水質基準の確保
平成24年3月	「鉛製給水管布設替えに関する手引き」(厚生労働省水道課)
平成25年3月	新水道ビジョン ・未だ一定規模の残存延長を有する鉛製給水管について、水道事業者が布設替計画を策定し、積極的に布設替えを推進するとともに、利用者に対する広報活動や所有者が自ら積極的に布設替えを促進することが必要
令和3年6月	食品安全委員会が鉛評価書を発出。今後とも鉛ばく露低減のための取組や調査研究が必要とされた
随時	全国水道担当者会議等において鉛給水管の布設替えに取り組むよう周知

米国の鉛製給水管に関する取組強化

- 2024.10.8アメリカ環境保護庁(EPA)は、住民を鉛曝露から守るため、10年以内に鉛製給水管の布設替を義務付ける「鉛及び銅に関する米国一次飲料水規則の改正」(LCRI)を最終決定。
- 推定では鉛管による給水世帯は900万戸、多くは貧困地域。
- 上下水道当局に対し、基準値を改正前の0.015 mg/Lから0.010 mg/Lへ引下(日本と同値の基準)。
- インフラ投資雇用法に基づき26億ドルを州の水道回転基金を通じ実施当局に提供。

(1)10年以内に全ての鉛製給水管の交換を実施

公衆衛生のより一層の保護を目的として10年以内に全ての鉛製給水管を交換することが水道システムに義務付けられた。

(2)残存する鉛製給水管の場所の特定

今回の改正案では、全ての水道システムに対して、当該台帳の定期的な更新、一般市民に向けた給水管交換計画の公開、材質が不明な全ての給水管の材質特定を義務付けた。

(3)蛇口からの採水方法の改善

鉛製給水管がある場所では、1リットル目と5リットル目の試料を採取した上で、規則への適合を判断する際に、2つの値のうち高い方の値を採用することが義務付けられた。

(4)鉛の規制値の引き下げ

本改正案では、鉛の対応濃度を、0.015 mg/Lから0.010 mg/Lに引き下げることを提案された。

(5)鉛曝露を低減するための保護の強化

鉛の対応濃度(0.010 mg/L)超過が複数回発生した水道システムに対して、消費者への追加的な働きかけを行うとともに、鉛を低減できることが証明された浄水フィルターを、全ての消費者が利用できるようにすることが義務付けられた。

今回ご議論いただきたいこと

検討項目	観点
①水道事業者による鉛給水管対策は、 どのようにあるべきか	・解消時期 ・公道部、宅地部の違い ・水道事業者への調査事項 ・水平展開すべき優良な取組 など
②住民に対してどのようにアプローチすべきか	・広報の対象者、頻度、内容など
③技術的な課題は何か	・残存調査方法、布設替工法、計画策定方法など

○令和7年3月 検討会(今回)

○令和7年5月頃 水道事業者への実態調査開始

○令和7年年内 対応方針のとりまとめ



取組のフォローアップ